

佐野市告示第 2 8 2 号

佐野市都市公園における工作物等の保管

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 7 条第 4 項の規定により工作物等を除去し保管したので、佐野市都市公園条例（平成 1 7 年佐野市条例第 2 0 0 号）第 3 4 条の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

佐野市長 金 子 裕

1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量

車種	塗色	防犯登録番号	車体番号	台数
軽快自転車	青	栃木県警 32-29830	15AAG308	1 台

2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除去した日時

放置場所 佐野市大橋町 3 1 9 7 番 1 三ツ橋公園

除去日時 令和 6 年 1 0 月 1 5 日 9 時 5 分

3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

保管日時 令和 6 年 1 0 月 1 5 日 1 1 時 2 0 分

保管場所 佐野市伊勢山町 1 5 0 8 番地 3 都市整備課詰所

4 保管した工作物等の返還方法

工作物等の返還を受けようとする者は、この告示の日から起算して六月以内に、工作物の所有者であることを証する書類及び本人であることを確認できる書類を都市建設部都市整備課に持参すること。

佐野市役所 都市建設部 都市整備課

住所 佐野市高砂町 1 番地

電話 0 2 8 3 - 2 0 - 3 1 0 1